



福岡医発第 684 号 (地)
平成 29 年 6 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

テリボン皮下注用 56.5 μ g、ザーコリカプセル 200mg 及び同 250mg の
効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について

平成 29 年 5 月 18 日付け保医発 0518 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知により、標記製剤の保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部改正された旨、日本医師会より通知がありました。

今回の改正は、同日付けで標記製剤の効能・効果等が変更されたことに伴うものであります。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載されますことを申し添えます。

(添付資料)

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について (通知中に新旧対照表を含む。)

(平 29. 5. 18 保医発 0518 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 白石恒明

日医発第216号（保40）
平成29年5月26日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横倉義武

テリボン皮下注用56.5 μ g、ザーコリカプセル200mg及び同250mgの
効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について

平成29年5月18日付け保医発0518第1号 厚生労働省保険局医療課長通知により、標記製剤の保険適用上の取扱いに関する留意事項が一部改正されましたのでお知らせ申し上げます。

今回の改正は、同日付けで標記製剤の効能・効果等が変更されたことに伴うものであります。

つきましては、今回の改正内容に関して、貴会会員に周知下さるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載いたします。

（添付資料）

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について（通知中に新旧対照表を含む。）

（平29. 5. 18 保医発0518第1号 厚生労働省保険局医療課長）

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正について

テリボン皮下注用56.5 μ gについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成23年11月25日付け保医発1125第2号）において、ザーコリカプセル200mg及び同カプセル250mgについては、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成24年5月29日付け保医発第0529第1号）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところです。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条第9項の規定に基づき、テリボン皮下注用56.5 μ g及びザーコリカプセル200mg及び同カプセル250mgの効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、当該医薬品に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成23年11月25日付け保医発1125第2号）の記の2の（1）を次のように改める。

(1) テリボン皮下注用56.5 μ g

- ① 本剤の効能・効果に関連する使用上の注意に、「本剤の適用にあたっては、低骨密度、既存骨折、加齢、大腿骨頸部骨折の家族歴等の骨折の危険因子を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本剤の用法・用量に、「本剤の投与は24ヵ月間までとすること」とされ、これに関連する使用上の注意に、「本剤の投与をやむを得ず一時中断したのちに再投与する場合であっても、投与週数の合計が24ヵ月（104週）を超えないこと。また、24ヵ月（104週）の投与終了後、再度24ヵ月（104週）の投与を繰り返さないこと。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ③ 本剤は、「掲示事項等告示」の第10第1号に規定する療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬である「テリパラチド製剤」に該当するが、「診療報酬の算定方法」

(平成20年厚生労働省告示第59号) 別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」
在宅自己注射指導管理料は算定できないこと。

2 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成24年5月29日付け保
医発第0529第1号）の記の2の（2）を次のとおり改める。

(2) ザーコリカプセル200mg及び同250mg

本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK融合遺伝子陽性又はROS1融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK融合遺伝子陽性又はROS1融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入すること。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成23年11月25日付け保医発1125第2号）の記の2の（1）

改 正 後	現 行
(1) テリボン皮下注用56.5μg ① 本薬剤の効能・効果に関連する使用上の注意に、「本剤の適用にあたっては、低骨密度、既存骨折、加齢、大腿骨頸部骨折の家族歴等の骨折の危険因子を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。 ② 本薬剤の用法・用量に、「本剤の投与は<u>24ヵ月間</u>までとすること」とされ、これに関連する使用上の注意に、「本剤の投与をやむを得ず一時中断したのちに再投与する場合であっても、投与<u>週数</u>の合計が<u>24ヵ月（104週）</u>を超えないこと。また、<u>24ヵ月（104週）</u>の投与終了後、再度<u>24ヵ月（104週）</u>の投与を繰り返さないこと。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。 ③ 本薬剤は、「揭示事項等告示」の第10第1号に規定する療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬である「テリパラチド製剤」に該当するが、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないこと。	(1) テリボン皮下注用56.5μg ① 本薬剤の効能・効果に関連する使用上の注意に、「本剤の適用にあたっては、低骨密度、既存骨折、加齢、大腿骨頸部骨折の家族歴等の骨折の危険因子を有する患者を対象とすること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。 ② 本薬剤の用法・用量に、「本剤の投与は<u>72週間</u>までとすること」とされ、これに関連する使用上の注意に、「本剤の投与をやむを得ず一時中断したのちに再投与する場合であっても、投与<u>期間</u>の合計が<u>72週間</u>を超えないこと。また、<u>72週間</u>の投与終了後、再度<u>72週間</u>の投与を繰り返さないこと。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。 ③ 本薬剤は、「揭示事項等告示」の第10第1号に規定する療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬である「テリパラチド製剤」に該当するが、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料は算定できないこと。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成24年 5 月29日付け保医発第0529第 1 号）の記の 2 の（2）

改 正 後	現 行
(2) ザーコリカプセル200mg及び同250mg 本薬剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK融合遺伝子陽性又はROS1融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK融合遺伝子陽性<u>又はROS1融合遺伝子陽性</u>を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入すること。	(2) ザーコリカプセル200mg及び同250mg 本薬剤の効能・効果に関連する使用上の注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、ALK融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、ALK融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記入すること。